

赤平市 合同墓 のご案内



宗派
問わず

墓石
不要

維持管理
不要

生前予約
可能

核家族化、少子化等により、将来における墓地の管理に
不安をいただく市民が増加するなど
墓地に対する新たなニーズに対応するため
多くの焼骨を共同で埋葬できる
合同墓を令和2年に整備いたしました。

赤平市合同墓の概要

■所在地 豊里墓地(赤平市若木町東9丁目15番地)

■収容体数 2,000体

■ご利用にあたって

ご利用には赤平市の許可が必要です。
合同墓は赤平市以外の方でもご利用いただけます。



料金

■焼骨1体につき **15,000円(市外申請者22,500円)**

※上記料金には管理手数料も含んでおり、申請の際の1回のみでその後のお支払いはありません。

■墓誌に故人のお名前をプレート(縦9cm横4cm)にて刻む事が可能です。(料金別途)

プレートイメージです▶

空知院景勝絶景居士
令和百年二月三十日
赤平豊里百才

利用することができる方

現在、赤平市の墓地の使用の許可を受けていない方(他市町村の墓地・納骨堂、市内の寺院の墓地・納骨堂等を利用されている方も含みます。)

申請される方と合同墓に埋蔵される方が親族等

現在、赤平市営の一般墓地使用許可を受けている方

使用許可を受けている赤平市の一般墓地を返還し埋蔵されている焼骨を合同墓へ改葬する方

※赤平市営の一般墓地の返還については、原状回復(墓石の撤去等)が必要です。

申請に必要な書類等

料金 焼骨1体につき15,000円(市外申請者22,500円)

申請者の住民票 本籍の表示があり、発効日より3ヶ月以内のもの

申請者の身分証明書 免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど公的機関が発行したもの。
※申請は必ず本人が来庁してください。代理、郵送では申請できません。

印鑑 申請者の印鑑(認印でも結構です。)

納骨する焼骨の証明書 焼骨を自宅に保管していたなど初めてお墓に入れる場合 ➡ 火葬許可証(火葬時に交付された書類)

すでに墓地、納骨堂にある焼骨を納骨する場合 ➡ 改葬許可証(墓地・納骨堂のある市区町村で発行してもらえます。)

その他必要な書類 焼骨を自宅に保管、または赤平市営以外の墓地、納骨堂に焼骨を納められている方 ➡ 申請者と埋蔵される方の関係がわかる証明書等(戸籍謄本、除籍謄本、附票などとなります。)
※詳細はお問合せください。

利用にあたっての注意事項(重要事項です)

- 骨壺などから焼骨のみを取り出し、合同墓に納めていただきますので**一旦納骨した焼骨はお返しできません**。親族の方とよくご相談のうえご利用ください。
- 生前予約も可能ですが、一度納付された料金は返還できません。

合同墓利用の流れ

事前にご利用の要件に該当するか市民生活課に確認をお願いします。(電話問合せも可)



- 必要書類等を添えて、市民生活課窓口で申請してください。その際、使用料金を納付していただきます。(カードなどは利用できません。現金のみとなります。)
 - ☑ 受付は5月1日から11月30日の間の土日祝日、年末年始などの市役所閉庁日を除く午前9時より午後4時までとなります。
- 合同墓に納骨する日時を決めていただきます。
 - ☑ 納骨は5月から11月の積雪期以外の日曜日、午前9時より正午までです。(使用申請のあった日の2日後以降となります)
 - ☑ 納骨日時は特別の事情のない限り変更できませんのでご注意ください。
- 手続きが終わりましたら許可証を交付します。
 - ☑ 許可証は納骨の際に必要です。(紛失すると納骨できませんのでご注意ください。)
- 納骨日時に直接現地に行ってください、委託業者に許可証を提示してください。
 - ☑ 許可証をお忘れの場合は納骨できません。
- 納骨は委託業者または申請者で行っていただきます。(納骨口の開閉は委託業者が行います。)
- 様々な宗派の方が埋蔵されていますので、宗教行事15分程度でお願いいたします。
- 納骨は骨袋に移し替え、墓石の後方部に設置の納骨口から焼骨のみを委託業者または申請者にて埋蔵していただきます。
- 焼骨以外の副葬品等は納めることができません。
- 焼骨を収めていた骨壺などは委託業者が引取り、お焚きあげ処理いたします。
- 供物台・献花台はございますが、供物・献花はお参りが終わりましたらお持ち帰りください。



お参りの際の注意事項

- お参りはいつでもできますが、降雪期の除雪は行っておりません。
- 供物・献花はお参りが終わりましたらお持ち帰りください。
- 墓参りの際は、他の墓参者に配慮して、お互い譲り合ってください。
- 線香立ては設置しておりません。持参される場合は、火の取り扱いに十分注意してください。(墓石に直接線香、ロウソク等を置かないでください。)
- 市では宗教的な供養は行いません。



焼骨はお返できませんので、あせらず十分ご検討の上お申し込みください。

お申込み
お問合せ 赤平市 市民生活課
生活環境交通係



(0125) 32-2215

納骨に関するお問合せ ▶ (有)太田葬儀社(赤平市大町1丁目3番地) 電話 090-7656-1471